

第4章



計画の推進

- 1 子どもの権利の尊重・声を聴く機会の確保
- 2 子育ての学び・家事や育児の協働
- 3 人材確保・育成支援
- 4 進行管理

4 計画の推進

子どもの権利を尊重し、子どもの目線を大切に、 政策の展開に必要な共通の基盤、仕組みづくり

子どもの権利の尊重・ 声を聴く機会の確保

「児童の権利に関する条約」の4つの基本的な考え方や東京都子ども基本条例の基本理念の考え方に則り、子どもの権利を尊重しながら、最善の利益を念頭に、子ども政策を展開していきます。

「いたばし子どもワークショップ」以外にも、施策や事務事業など目的に応じて、子ども・若者の声を聴く様々な手法の調査・研究を絶えず行い、機会の充実を図りながら、可能な限り区政への反映に努めていきます。

子育ての学び・家事や 育児の協働

国は「イクメンプロジェクト」を「共育（トモイク）プロジェクト」にリニューアルし、家事関連時間の男女差の解消等をめざしていることや、区においても令和7（2025）年度を「父親支援元年」と位置づけていることを踏まえ、仕事と育児の両立支援策だけでなく、育児不安解消のための講座やメンタルヘルス向上のための相談受付など、育児支援施策の充実を図ります。男性の家事・育児の支援にあたっては、実践的スキルの習得に向けたセミナーや家庭内での協働を促す啓発イベントなど、多角的なアプローチで取り組みます。

人材確保・育成支援

現在実施している人材確保・育成支援に向けた取組を強化しつつ、国や東京都の制度を有効活用しながら、地域における身近な大人や若者、ボランティア、ピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成し、専門性を高めるとともに、関係機関における連携強化を図っていきます。

1 子どもの権利の尊重・声を聴く機会の確保

(1) 子どもの権利の尊重

○こども基本法では、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」とされています。

○子どもの基本的人権に関し、「児童の権利に関する条約」において、4つの基本的な考え方が示されています。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

差別の禁止（差別のないこと）

○東京都こども基本条例も「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先にするという基本理念を掲げています。

○板橋区においても、これらの考え方に則り、子どもの権利を尊重しながら、最善の利益を念頭に、子ども政策を展開していきます。

(2) 声を聴く機会の確保

① 区政への参加

○こども基本法では、年齢や発達の程度に応じた、子どもの意見表明機会の確保と子どもの最善の利益の優先考慮、さらに、こども施策の策定等に当たってこどもの意見反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付け、国は、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を作成し、地方自治体に対して技術的助言を行っています。

○板橋区では、こども基本法が施行される以前から、東京都板橋区区民参加推進規程に基づき、子ども政策にかかる計画等の策定にあたって、適宜、アンケート調査やヒアリングなどを実施してきました。これらに加え、令和6（2024）年度には、「いたばし子どもワークショップ」を試行開催し、その結果を踏まえ、令和7（2025）年度から本格的に実施を始めています。

○「いたばし子どもワークショップ」以外にも、施策や事務事業など目的に応じて、子ども・若者の声を聴く様々な手法の調査・研究を絶えず行い、機会の充実を図りながら、可能な限り区政への反映に努めていきます。

② 子どもの権利擁護

○令和4（2022）年改正児童福祉法では、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等における意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、子どもの権利擁護にかかる環境整備が都道府県（児童相談所設置市）の事務として明記されました。

○このことを踏まえ、板橋区では、令和7（2025）年3月に策定した「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」に基づき、子どもの権利擁護にかかる取組の充実を図っています。

○引き続き、「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」を着実に推進し、令和12（2030）年度以降の取組については、同プランを令和11（2029）年度に改定し、継続して取り組んでいきます。

【いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029における主な取組】

- 「子どもの権利ノート」等の配付
- 児童養護施設及び一時保護施設での「第三者委員」「意見箱」等の設置
- 一時保護施設での「子ども会議」の推進
- 子どもや関係機関に向けた権利擁護に関する説明等の実施
- 意見表明等支援事業の推進
- 子どもへの意見聴取等措置
- 被措置児童等虐待対応
- 被措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備
- 社会的養育施策検討の際の当事者等参画

※詳細は「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」P.80～84

2 子育ての学び・家事や育児の協働

○核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。また、少子化が進行する中で、子ども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もあります。

○子育て当事者が、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。

○仕事と育児の両立支援や育児負担軽減のための支援制度の充実を図るため、家事・育児支援事業及び乳幼児期の子育て応援教室の利用促進や小・中学校の就学期における家庭教育の支援等に取り組めます。

○国は「イクメンプロジェクト」を「共育（トモイク）プロジェクト」にリニューアルし、家事関連時間の男女差の解消等をめざしていることや、区においても令和7（2025）年度を「父親支援元年」と位置づけていることを踏まえ、仕事と育児の両立支援策だけでなく、育児不安解消のための講座やメンタルヘルス向上のための相談受付など、育児支援施策の充実を図ります。男性の家事・育児の支援にあたっては、実践的スキルの習得に向けたセミナーや家庭内での協働を促す啓発イベントなど、多角的なアプローチで取り組みます。

3 人材確保・育成支援

○幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域で子ども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、子ども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援を適切に実施していくためには、たくさんの人材が必要ですが、少子化が進行することによって、こうした担い手を確保することも困難な時代を迎えています。

○令和6（2024）年12月、国は「保育政策の新たな方向性」の一つとして、保育人材とテクノロジーの活用等による業務改善を強力に進めるとし、主な施策として、保育士・幼稚園教諭等の処遇、保育人材の確保のための総合的な対策、保育の現場・職業の魅力発信、保育DXの推進による業務改善に取り組むとしています。

○また、児童相談所機能を担う人材確保・育成に向けては、「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」に基づき、児童虐待相談対応件数などに応じて必要な人員を適切に確保しつつ、職員の研修・人事交流、法的対応体制の強化など様々な手法を用いて、専門性の向上に取り組んでいます。

○さらに、ヤングケアラーの支援に向けては、まずは周りの大人が気づくことが重要であり、学校、あいキッズ、民生・児童委員のほか、介護事業者など関係機関に向けた研修及び普及啓発を継続的・定期的を実施し、必要に応じて相談から見守り・個別支援につなげていく仕組みづくりに取り組んでいます。

○引き続き、こうした取組を強化しつつ、国や東京都の制度を有効活用しながら、地域における身近な大人や若者、ボランティア、ピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成し、専門性を高めるとともに、関係機関における連携強化を図っていきます。

○併せて、「子ども性暴力防止法」に基づき、令和8（2026）年度から施行される日本版DBS（子どもと接する仕事に就く人々の性犯罪歴を確認する制度）について、国の動向を注意し、運用開始に向けた検討を進めていきます。

※DBS（Disclosure and Barring Service）：日本語で「犯罪証明管理および発行システム」など訳される。

4 子どもの安心・安全

- 子どもの健やかな成長には、地域との関わりが不可欠です。地域社会全体で子どもや子育て世帯を見守り、支え、地域社会がつながることが、子どもの安心・安全につながります。
- 防犯について、板橋区生活安全条例に基づき、子どもを含むすべての区民が安心して生活できるよう、区、関係機関、関係団体、事業者及び区民が、相互に連携した活動を行うことにより、地域社会における生活安全を推進しています。
- 子どもたちが安心して生活できる環境づくりを推進するために、区立小・中学校各校PTAと協力した「子どもを守ろう！合同パトロール」を実施しています。町会・自治会などの関係機関・団体との連携を通じて、パトロール・見守り活動を強化しています。
- 登下校時における児童の安全確保のために、「通学路安全プログラム」に基づいた関係機関による通学路安全合同点検を実施し、危険箇所の抽出や対策の検討、対応をしています。また、「げんきっ子トラフィックスクール」などによる子どもたちの交通安全への意識向上を促すことで、交通事故や不慮の事故の防止に努めていきます。
- 区立保育園では、地域や施設の実情等に即した「防災マニュアル・BCP」を園ごとに策定しています。また、日頃から地域や近隣施設等との連携及び防災訓練を実施しており、大規模災害の発生時などには、適時・的確な行動に取り組みます。
- また、区内すべての民間保育施設のBCP（事業継続計画）策定を支援しています。乳幼児対応の設備等が整っている自園での対応を想定しています。
- 路上や公園などでの喫煙等の対策として、駅周辺の巡回や路面ペイントなどにより、喫煙者等への啓発活動を通じて、迷惑行為の防止に取り組んでいきます。
- 公園改修や道路・施設整備の際には、バリアフリー化を図るなどユニバーサルデザインの考え方に立って、子どもたちを含む誰もが安心・安全に利用できる環境の整備を行います。

5 進行管理

- 区長を本部長とする「板橋区子ども・子育て支援本部」において、毎年、成果や進捗状況を報告し、課題と今後の方向性を整理したうえで、改善につなげていくPDCAサイクルを有効に機能させます。
- 時代と共に変化する区民ニーズの変化や法改正などの変化によって、計画内容に大きな変動が生じる場合は、迅速かつ柔軟に対応し、必要に応じて見直し等の適切な対応を図ります。
- 板橋区子ども・子育て会議条例に基づき、区の附属機関として設置している「板橋区子ども・子育て会議」（区民公募委員、関連団体・関係機関の代表者及び学識経験者などで構成）において、計画の進捗状況を報告し、意見等を伺って、施策や事務事業の改善につなげていきます。
- 計画の進捗状況は、毎年、区のホームページにおいて公表します。また、「板橋区子ども・子育て会議」についても、開催時間や周知方法などを工夫し、区民公募委員への応募や傍聴参加の増加を図るなど、情報公開と区民参加を推進していきます。

参考資料



- 1 策定経過
- 2 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱
- 3 板橋区子ども・子育て会議条例
- 4 板橋区子ども・子育て会議委員名簿
- 5 いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029
の概要

1 策定経過

(1) 板橋区子ども・子育て支援本部【令和7(2025)年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和7(2025)年4月22日	○次期「いたばし子ども未来応援宣言」の策定方針について
第2回	令和7(2025)年9月9日	○(仮称)いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 骨子案について
第3回	令和7(2025)年11月4日	○(仮称)いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 (素案)について
第4回	令和8(2026)年1月20日	○いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 (案)について

(2) 板橋区子ども・子育て会議【令和7(2025)年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和7(2025)年5月8日	○次期「いたばし子ども未来応援宣言」の策定方針について
第2回	令和7(2025)年9月11日	○(仮称)いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 骨子案について
第3回	令和7(2025)年11月10日	○(仮称)いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 (素案)について
第4回	令和8(2026)年1月26日	○いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 (案)について

2 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(平成25年5月14日区長決定)

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「こどもの貧困解消法」という。）及びこども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、板橋区において子ども政策にかかる計画を定め、推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 本部長は、支援本部を総理する。
- 4 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表に掲げるところによる。
- 7 前項の規定にかかわらず、本部長は、特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、子ども・子育て支援法、こどもの貧困解消法及びこども基本法に基づく、子ども政策の推進にかかる計画の策定、進行管理、評価及び改善に関すること。
 - (2) 前号において策定する計画と一体的に、又は連携して推進すべき子ども政策にかかる計画の策定、進行管理、評価及び改善に関すること。
 - (3) その他、子ども政策にかかる重要な事項として本部長が認めること。
- 2 次に掲げる場合については、板橋区子ども・子育て会議条例（平成25年板橋区条例第33号）に基づき設置する板橋区子ども・子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。
- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号の定めに基づく事務を処理するとき。
 - (2) 第3条第1号に定める事務を処理するとき。
 - (3) その他、本部長が適当と認めたとき。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を支援本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども政策にかかる計画の推進)

第5条 子ども政策にかかる計画の実施については、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）で定める部及び教育委員会事務局が行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

2 連絡調整会議の座長は、子ども家庭部長をもって充てる。

3 連絡調整会議の副座長は、子ども家庭総合支援センター所長をもって充てる。

4 その他、連絡調整会議の構成員は、別に支援本部において決定する。

5 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。

6 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

(以下、省略)

(別表) 板橋区子ども・子育て支援本部本部員 (第2条関係)

教育長
技監
政策経営部長
総務部長
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
子ども家庭総合支援センター所長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長

3 板橋区子ども・子育て会議条例

平成25年10月18日東京都板橋区条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の付属機関として板橋区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他区長が適当と認めた事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、区民、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見や事情等の聴取を行い、又は関係人から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月15日東京都板橋区条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 板橋区子ども・子育て会議委員名簿

○令和7(2025)年11月～

順不同・敬称略

	氏名	所属団体等	役職
1	野澤 祥子	学識経験者（東京大学大学院教育学部・教育学研究科特任教授）	会長
2	吉田 正幸	学識経験者（(株)保育システム研究所代表取締役）	副会長
3	清水 園子	板橋区医師会	委員
4	高田 修一	板橋産業連合会	//
5	三枝 節夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	//
6	白鳥 円啓	板橋区青少年委員会	//
7	田邊 和子	板橋区民生・児童委員協議会	//
8	山田 貴之	板橋区立中学校PTA連合会	//
9	小室 仁一	板橋区立中学校校長会	//
10	大塚 かな	板橋区立小学校PTA連合会	//
11	芦谷 佳容	板橋区立小学校校長会	//
12	舘岡 由美	板橋区私立幼稚園PTA連合会	//
13	島田 麻美	板橋区私立幼稚園協会	//
14	下竹 敬史	板橋区私立保育園園長会	//
15	内山 亜希	障がい者団体	//
16	和田 英里	区民委員	//
17	齋木 朋美	区民委員	//
18	島田 莉沙	区民委員	//

○令和7(2025)年10月まで

	氏名	所属団体等	役職
1	吉野 正俊	板橋区医師会	委員
2	遠藤 栄子	板橋区民生・児童委員協議会	//
3	安彦 直幸	板橋区立中学校PTA連合会	//
4	前田 康夫	板橋区立中学校校長会	//
5	伊藤 千代美	板橋区立小学校PTA連合会	//
6	木村 道人	板橋区立小学校校長会	//
7	古村 友紀	板橋区私立幼稚園PTA連合会	//
8	北 菜々子	区民委員	//
9	梅村 昌宏	区民委員	//
10	宮崎 要	区民委員	//

5 いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029 概要

第1章 総論

策定の趣旨・位置づけ・計画期間

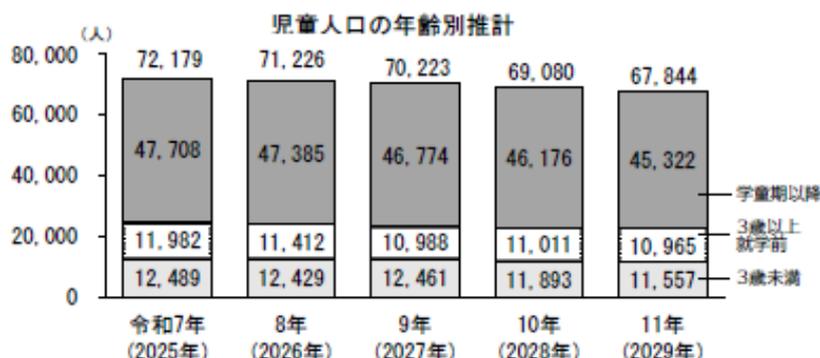
- 子ども・子育て支援法（以下、支援法）に基づく子ども・子育て支援事業計画（以下、事業計画）の第2期計画期間が令和6（2024）年度で終了し、令和7（2025）年度からの第3期事業計画を策定するにあたり、児童相談所を設置する自治体に策定が求められる「社会的養育推進計画」と整合・連携を図り、令和11（2029）年度を見据えて推進
- 社会的養育の推進において、家庭養育優先原則に基づく、子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組は、事業計画における地域子ども・子育て支援事業（法定事業）等と関連性が深いため、内容の整合を図り、両計画の計画期間を合わせて推進



※応援宣言は令和7（2025）年度までの計画であるため、令和8年度以降の事業内容については、令和7（2025）年度に策定する次期応援宣言に基づき、必要に応じて見直し

児童人口の動態と推計

- 住民基本台帳によると、令和2（2020）年度以降の区の年少人口（0～14歳）は減少傾向、総人口に占める割合も低下傾向にあり、令和6（2024）年4月には10.1%
- 出生数は令和2（2020）年以降4,000人を下回り、令和5（2023）年の出生数3,412人は平成28（2016）年対比で約29%減少
- 30～49歳人口は、実数及び総人口に占める割合、5年前人口（25～44歳人口）との比較、いずれも減少傾向にあり、転出超過の傾向が継続
- 板橋区人口ビジョンの推計人口を起点に、コロナ禍の影響を考慮し、過去10年間の平均変化率から児童人口を推計すると、5年間で4,335人減少



第2章「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」編

事業計画（第2期）の検証

- 令和4（2022）年に保育所の待機児童ゼロを達成した一方で、就学前人口が減少傾向にあり、保育定員に対する欠員が増加傾向、今後の保育施設の新規開設については、急激な保育需要増を招く大規模集合住宅の建築等を除き、慎重に検討
- 医療的ケア児の受け入れについて、令和5（2023）年度に小学校3校において看護師を配置したほか、令和6（2024）年度からは、区立保育園での受け入れをこれまでの2園から5園へ拡大するなど、体制を拡充
- すべての妊婦に保健師・助産師が面接を行い、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施。「オンライン面接」や「出産・子育て応援事業」を開始し、高い面接率を維持 など

基本理念・基本目標

○応援宣言の基本理念を踏まえつつ、国から選定を受けたSDGs未来都市として2030年の目標に掲げた「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」をめざし、次期応援宣言を見据えた基本目標を設定

◎応援宣言・基本理念

「いたばしで未来のおとなが育っています
～みんなの力で人づくり・まちづくり～」

◎SDGs未来都市としてめざす2030年の目標

「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」

◎次期応援宣言を見据えた施策の方向性

「いたばしで子どもを産み、育て、育ちたいと誇りに思うまち」
「誰一人取り残さず、あたたかい人と地域全体で子どもをはぐくむまち」
「緑と文化の豊かな環境で子どもが健やかに成長するまち」

◎事業計画の基本目標

「待機児童のいない環境を継続し、保育需要へ柔軟に対応します」
「幼児教育・保育の質を高め、安心・安全なサービスを提供します」
「児童福祉と母子保健が一体的に切れ目なく子育てを支援します」

幼児期の教育・保育施設

- 幼児期における教育・保育施設の利用状況、及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5（2023）年実施）等によって把握した利用希望（需要数）を踏まえ、就学前児童数の推移や地域の実情等を考慮し、法定の認定区分ごとに目標事業量（供給量）を設定
- すべての認定区分・地域において、需要に応えられる見込みである一方、欠員への対応が必要

		6年度 実績	7年度 見込み	11年度 見込み
1号（幼稚園、認定こども園）	需要数	3,752	3,432	3,139
※3歳以上	供給量	5,409	5,104	4,659
2号（保育園、認定こども園）	需要数	6,888	6,985	6,320
※3歳以上	供給量	7,478	7,571	7,661
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	770	757	631
※0歳	供給量	1,209	1,225	1,230
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	2,135	2,178	2,018
※1歳	供給量	2,341	2,354	2,370
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	2,378	2,408	2,315
※2歳	供給量	2,675	2,640	2,656

※目標事業量（供給量）を見込むにあたり、以下を想定

○新規開設
（R6年10月～
R7年4月予定）
3園・定員129名

○民営化予定
3園・定員18名増

○認定こども園
幼保連携型1園増

基本理念・基本目標

【基本理念】国の家庭教育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえ、SDGs未来都市として計画を推進するにあたり、区民や関係者が共有すべき基本的な考え方を

◎坂橋の宝である子どもの「最善の利益」と「あたりまえの生活（適切な養育環境）」を保障するため、誰一人取り残さないという理念のもと、子どもの意見に耳を傾け、権利を守り、社会全体で子どもをばくくみす。

◎子ども家庭総合支援センターや子育て施設・地域などのネットワークによる妊娠期からの切れ目のない子育て支援によって、家庭維持（家庭生活の継続、家庭における養育の継続）に向けた予防と早期発見、安心・安全の確保に最大限取り組みます。

◎代替養育が必要な場合でも、里親や児童養護施設などにおいて、家庭と同様の養育環境の確保と提供に努め、子どもの健やかな成長と「未来のおとな」に向けた自立を全力で支援します。

- ◎基本目標
「子どもの意見表明を支援し、権利を守るとともに、声を最大限尊重します」
「予防と早期発見による家庭維持と一時保護等による安心・安全を実現します」
「代替養育において家庭と同様の養育環境を整えるとともに、社会的自立を支援します」

施策	主な取組
子どもの権利擁護の取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども関係機関に向けた権利擁護に関する説明等の実施 ○児童虐待等支援事業の推進、子どもへの養育指導等措置 など ○相談支援体制の整備（こども家庭センター機能の開始など） ○地域子ども・子育て支援事業の整備（養育支援訪問事業など） ○支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 など ○一時保護施設への支援体制の強化 ○適切な一時保護の適切な運営 ○適切な一時保護の実施及び一時保護委託の推進
代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント ○親子関係再構築に向けた取組 など
里親・ファミリーホームへの委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○里親制度の普及、登録家庭数の拡大 ○里親等委託の推進に向けた取組、里親に対する支援
児童養護施設等の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の推進 ○コアニーズが高い子どもに対する専門的なケアの充実 など
社会的養護自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備 ○児童自立生活援助事業の実施の検討 など
児童相談所における人材確保・育成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○総合支援センターの強化に向けた取組 ○総合支援センターにおける人材確保・育成に向けた取組

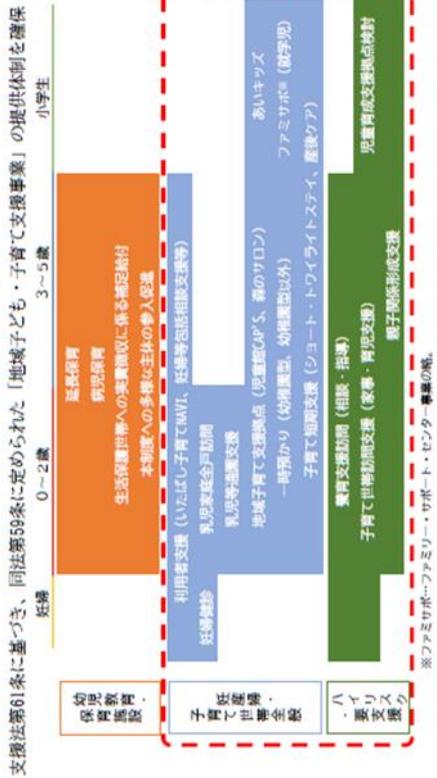
【参考】子どもワークショップの試行開催

○日時：令和6（2024）年8月28日（水）9時～12時30分、会場：区役所本庁舎防災センター
 ○募集：応募、小学生～高校生20名程度、参加：小学生21名、中学生11名、高校生3名
 ○テーマ：主な意見
 小学生「家庭、学校以外の居場所」
 →家から近くて気軽にできる場所がほしい など
 中学生「板橋の好きなところ、変わってほしいところ」
 →好きなところ…石神井川の桜
 →変わったほしいところ…公園
 でのボール遊び など
 高校生「子どもの意見を幅広く聞く仕組み」
 →SNS、アプリの活用 など



＜区民参加・付属機関の主な経過＞
 令和5（2023）年度
 10月 子ども・子育て支援ニーズ調査
 令和6（2024）年度
 8～10月 社会的養育アンケート調査
 9～10月 社会的養育ヒアリング調査
 11月 パブリックコメント募集
 1月 児童福祉協議会審中
 子ども・子育て会議

地域子ども・子育て支援事業



教育・保育等の円滑な利用及び夏への取組

◎平成28（2016）年改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭教育優先原則」が明記され、この理念の下、子どもの最善の利益を実現することが重要
 ○さらに、令和4（2022）年改正児童福祉法においては、子どもの権利擁護にかかる現場整備をはじめ、こども家庭センターの設置など、子どもや家庭及び養育環境の支援を強化する様々な施策が展開
 ○国は、都道府県に対し、令和6（2024）年度末までに、新たな「社会的養育推進計画」の策定を求める通知を发出、令和4（2022）年7月に児童相談所設置市となった坂橋区においても同計画を策定し、東京都の計画と整合・連携を図りながら推進

第3章 「社会的養育推進計画」編

背景・趣旨

◎社会的養護のもとで育つ子ども数…179人（うち、区内児童養護施設等22人、児童養護施設等157人）
 ○区内里親登録家庭数…53家庭（うち養育家庭登録数28家庭）、里親等委託率12.3%
 ○区内児童養護施設…3施設（定員160人）、児童養護施設グループホーム設置数11か所（定員66人）
 ○区内児童養護施設の小規模化（グループホームもしくは6人以下ユニット）…47.5%
 ◎個別ケアが必要な子どもの施設入所状況…72.0%
 ○高齢等進学率…児童養護施設93.0%、里親100%、大学等進学率…児童養護施設34.0%、里親100%
 ○児童養護待機相談受付件数…令和5年度1,220件
 ○一時保護施設入所状況…令和5年度202人（1日平均28.9人）、定員（30人）に対する平均入所率98.3%

社会的養育を取り巻く区の現状と推計

※特に記載のない場合、令和6（2024）年3月時点

代替養育を必要とする子ども数	令和5（2023）年度実績	令和11（2029）年度推計
うち、里親等委託児童数（里親等委託率）	179人 22人（12.3%）	220人 85人（38.6%）



9つのめざす姿
(子ども・若者)のシンボル

板橋区基本構想において、区が将来像
「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち “板橋”」の
実現に向けて掲げた「9つのめざす姿」を
視点ごとに象徴したものです

いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030

編集 板橋区子ども家庭部子ども政策課
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL 03-3579-2471 FAX 03-3579-2487
kk-shomu@city.itabashi.tokyo.jp

令和8年2月発行

刊行物番号 R07-97

